

国立研究開発法人科学技術振興機構 中長期目標 新旧対照表(案)
修正案

下線部は改正部分

現行中期目標	次期中長期目標 (案)	備考 (理由)
<p>(序文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第二十九条</u>の規定により、<u>独立行政法人科学技術振興機構</u>が達成すべき業務運営に関する目標（以下「<u>中期目標</u>」という。）を定める。</p>	<p>(序文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）<u>第三十五条</u>の四の規定により、<u>国立研究開発法人科学技術振興機構</u>が達成すべき業務運営に関する目標（以下「<u>中長期目標</u>」という。）を定める。</p>	<p>国立研究開発法人化に伴う統一の変更</p>
<p>(前文)</p> <p><u>独立行政法人科学技術振興機構</u>（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、科学技術情報の流通に関する業務、科学技術に関する研究開発に係る交流に関する業務、科学技術に関し知識を普及し、国民の関心及び理解を増進させる業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを基本的な目標とする。</p> <p><u>この基本目標を達成するため、機構は、科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）の実施において中核的な役割を担う機関として、科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進及び科学技術イノベーション創出のための基盤形成に重点化し、効率的に以下の科学技術振興施策を推進する。</u></p>	<p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p><u>知識や価値の創造プロセスは大きく変貌し、それにより、経済・社会の構造が日々大きく変化する「大変革時代」とも言うべき時代を迎えている。このような時代に、新たな未来を切り拓き、国内外の諸課題を解決していくためには、科学技術イノベーション政策を強力に推進していくことが必要である。</u></p> <p><u>国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、科学技術基本計画の中核的な役割を担う機関であり、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを基本的な目標とする国立研究開発法人として、これまで科学技術イノベーションの創出に大きく貢献してきた。</u></p> <p><u>第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）においては、①持続的な成長と地域社会の自律的な発展、②国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現、③地球規模課題への対応と世界の発展への貢献、④知の資産の持続的創出、という4つの「目指すべき国の姿」の実現に向け、政策を推進するとされている。また、これら「目指すべき国の姿」の実現に向け、科学技術イノベーション政策を推進するに当たり、先を見通し戦略的に手を打っていく力（先見性と戦略性）と、どのような変化においても的確に対応していく力（多様性と柔軟性）の両面を重視して政策を</u></p>	<p>従来の「前文」から位置づけが変更（国立研究開発法人化に伴う統一の変更）。</p> <p>科学技術基本計画等の政策との関係を詳細に記載。</p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
	<p>推進し、「世界で最もイノベーションに適した国」となるよう導くとされており、この考えの下、i) 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組、ii) 経済・社会的課題への対応、iii) 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化、iv) イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築、の4本柱を強力に推進していくとされている。また、これら4本柱を効果的・効率的に進めていく上で、「科学技術イノベーションと社会との関係深化」や「科学技術イノベーションの推進機能の強化」が不可欠とされている。</p> <p>機構は、<u>研究開発戦略立案機能や科学技術情報基盤を自ら有しながら、国立研究開発法人や大学、企業等とのパートナーシップに基づく組織の枠を超えた時限付で最適な研究開発推進体制を構築するネットワーク型研究所としての特長を最大限生かし、先見性と戦略性、多様性と柔軟性に満ちた事業運営を行うことで、第5期科学技術基本計画を効果的・効率的に推進し、本中長期目標期間においても、引き続き科学技術基本計画を実施する中核的機関として、我が国の科学技術イノベーション政策の実現に貢献していく。また、科学技術基本計画に定めた中長期的な政策の方向性の下、毎年¹の状況変化を踏まえその年度に重きを置くべき取組等が示される科学技術イノベーション総合戦略についても適切に対応していく。</u></p> <p>(別添) 政策体系図</p>	<p>JST部会（第7回）において、「<u>ネットワーク型研究所という特長を前面に押し出すべき</u>」との指摘を受け、<u>追加</u></p>
<p>I 中期目標の期間</p> <p>機構の行う科学技術振興業務は、科学技術基本計画等の国の科学技術政策に即応して実施すべきものであり、<u>機動的に見直していくことが適切であることから、中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。</u></p>	<p>II. 中長期目標の期間</p> <p>中長期目標の期間は、平成29年(2017年)4月1日から平成34年(2022年)3月31日までの5年間とする。</p>	
<p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>国立研究開発法人化に伴う統一変更</p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>【全体的事項】</p> <p>厳しい国際競争に打ち克つため、機構内外の資源を最大限活用し、我が国が科学技術イノベーションで世界を牽引するための骨太な研究開発戦略を立案し、i) 独創的なシーズの創出から研究成果の企業化開発に至るまでを切れ目なく推進することにより、科学技術イノベーションを創出するとともに、ii) 科学技術イノベーション創出のために必要な基盤（知識インフラ、人材インフラ、コミュニケーションインフラ）の形成を戦略的に促進する。これらを実現するため、事業間の連携強化、課題達成を志向した横断的組織の創設などの科学技術イノベーション創出に向けた体制強化を図るとともに、全体の統括機能を強化することで、ガバナンス体制を整備する。</p> <p>また、東日本大震災による被災地の復興・再生を支援するため、機構はこれまで培ってきたノウハウ、研究成果等を最大限に活用する。</p> <p>さらに、事業を推進するに当たっては、以下の取組をあわせて実施する。</p> <p>イ. <u>機構の事業内容及び成果について、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努める。</u></p> <p>ロ. <u>機構は、科学技術基本計画の趣旨を踏まえ事業を展開するに当たり、これまで以上に研究等の成果が国民生活へ還元される、あるいは還元されたことが国民に具体的に分かるような形で情報発信する。</u></p> <p>ハ. <u>外部有識者・専門家の参画による評価を実施した上で、その結果を機構の活動の改善に反映させることにより、機構におけるPDCA サイクルを構築するとともに、国民に具体的に分かるような形で情報発信する。</u></p> <p>ニ. <u>事業の実施に当たっては、研究開発課題の段階や特性等に応じた効果的なマネジメントを実施するとともに、関連する事業を実施している機関等との適切な連携・協力関係を構築する。</u></p>	<p>機構は、科学技術基本計画を実施する中核的機関として、<u>機構内外の資源を最大限活用するネットワーク型研究所としての長を生かし、未来を共創する研究開発戦略の立案・提言、知の創造と経済・社会的価値への転換、未来共創の推進と未来を創る人材の育成に総合的に取り組み、我が国全体の研究開発成果の最大化を目指す。</u></p> <p><u>事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。</u></p> <p><u>評価に当たっては、別添の評価軸及び関連指標等を基本として評価する。</u></p>	<p>新たな柱立てに合わせて表現を修正</p> <p><u>JST部会（第7回）において、「ネットワーク型研究所という長を前面に押し出すべき」との指摘を受け、追加</u></p> <p><u>評価軸及び関連指標について、他法人の記載と同様に修正。</u></p> <p>事業間の連携、達成すべき内容・水準について引き続き記載するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制強化・ガバナンス ・ロ. 情報発信 ・ハ. PDCA ・ニ. 機関連携 ・ホ. 研究公正 <p>については「IV. 1. 内部統制の充実・強化」に記載を移し、詳細化</p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>ホ. <u>研究費の執行を適切に行うことにより、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化する。</u></p>		
<p><u>【個別事項】</u></p>		
<p>1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化</p>	<p>1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 <u>大変革時代において、科学技術の振興を通じて、我が国が将来にわたり競争力を維持・強化し、国際社会の持続発展に貢献していくため、先行きの見通しが立ちにくい中であっても国内外の潮流を見定め、社会との対話・協働や客観データの分析を通じ、科学への期待や解決すべき社会的課題を可視化して、先見性のある研究開発戦略を立案・提言する。</u></p>	<p>見直し内容第2の4. 「シンクタンク機能の強化」</p>
<p>①科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の提案 <u>機構の業務全般の効果的・効率的な運営に資するため、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等の調査・分析を行い、我が国が進めるべき研究開発対象を特定し、科学技術システムの改善に向けた質の高い提案を行う。得られた成果については、我が国の研究開発戦略の立案にも活用されるよう国に提供するとともに、国民に向けて積極的に発信する。</u></p>	<p>1. 1. 先見性のある研究開発戦略の立案・提言 <u>最新の価値ある情報の収集を可能とする人的ネットワークを構築し、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等の調査・分析を行った結果に基づき、我が国が進めるべき先見性のある質の高い研究開発戦略の提案を行う。また、2050年の持続的発展を伴う低炭素社会の実現に向けて、将来の社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す質の高い社会シナリオ・戦略の提案を行う。</u></p>	
<p>②低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案 <u>文部科学省が策定する研究開発戦略に基づき、新規有望技術に着目し、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互連関や相乗効果の検討等を行うことにより、科学技術に立脚した社会システム改革や研究開発の方向性等を提示するための研究を推進し、持続的発展を伴う低炭素社会の実現に資する質の高い提案を行う。得られた成果については、機構の業務の効果的・効率的な運営に活用するとともに、国及び国民に向けて積極的に発信する。</u></p>	<p><u>研究開発戦略、社会シナリオ・戦略等の策定に当たっては、国内外の様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち共創を推進する。その際は、3.の科学技術コミュニケーション活動と有効に連携する。</u> <u>得られた研究開発戦略、社会シナリオ・戦略等の成果については、機構の研究開発の方針として活用するとともに、我が国の研究開発戦略への活用等、時宜を捉え、国内外の様々なステークホルダーに向け積極的に発信し、幅広い活用を促進する。</u> <u>これらの活動に当たっては、機構内の研究開発戦略立案機能の相互の連携を強化するとともに、機構の経営や研究開発事業との連動性を強化する。</u></p>	

現行中期目標	次期中長期目標 (案)	備考 (理由)
<p>2. 科学技術イノベーションの創出</p>	<p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p><u>機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かし、変容する社会に対応し、イノベーションにつながる独創的・挑戦的な研究開発を主体的に推進することで、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。</u></p> <p><u>研究開発の推進にあたっては、産学官で将来のビジョン・課題を共有した上で文部科学省が示す全体戦略の下、従来の細分化された研究開発プログラム別の運用制度を本中長期目標期間中に抜本的に再編し、プログラム・マネージャーの下で基礎研究から実用化支援、知的財産化まで一貫して実施可能な体制を構築する。その際、イノベーションが基礎研究段階からも非連続的に創出されることに留意しつつ、研究開発の進展段階に合わせて産学官連携への橋渡し支援、ベンチャー起業支援、知的財産の創出等、イノベーション創出に向けて必要な支援を有機的に組み合わせて実施することとし、そのために必要な切れ目のない一貫した支援が可能なマネジメント体制とする。また、「1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言」の研究開発戦略立案機能との連動性を強化し、活用する。</u></p> <p><u>また、機構は自然科学と人文社会科学の知見を活用し、ステークホルダーと共創する社会技術研究開発、国際共同研究や研究開発プログラムの国際化による国際共創、大学及び技術移転機関等における知的財産活動の支援、情報基盤の強化を推進し、知の創造と経済・社会的価値への転換を促進する。</u></p> <p><u>さらに、機構は、オープンイノベーションを促進するため、国益に留意した上でのオープンサイエンス (注) の推進や、戦略的な情報発信の強化を図る。また、機構は、研究成果の活用促進のため、機構が保有する知的財産について戦略的マネジメントを行う。加えて、機構は、若手研究者が参画する研究開発プログラムの推進、産学官の共創の「場」の活用による多様な研究人材の育成及び対話・協働で得られた社会的期待や課題の研究開発への反映を行う。</u></p> <p><u>注 オープンアクセスと研究データのオープン化(オープンデー</u></p>	<p>見直し内容第2の1.「主体的かつ戦略的な研究開発の推進」および3.「事業横断的な一体運営体制の構築」</p> <p><u>JST部会 (第7回) において、「ネットワーク型研究所という特長を前面に押し出すべき」との指摘を受け、追加</u></p> <p><u>JST部会 (第7回) における議論を踏まえ、本目標期間中に構築する体制の中で、知的財産化も含めて実施可能とすることを明確化するため追加。</u></p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
	<p><u>タ）を含む概念。</u></p>	
<p><u>(1) 科学技術イノベーション創出の推進</u> <u>第4期科学技術基本計画に掲げる我が国の重要課題の達成に貢献するため、以下の研究開発を国が示す方針の下で推進する。</u></p>	<p>2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進 <u>機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かし、変容する社会に対応し、イノベーションにつながる独創的・挑戦的な研究開発を主体的に推進することで、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。研究開発の推進に当たっては、産学官で将来のビジョン・課題を共有した上で文部科学省が示す全体戦略の下、従来の細分化された研究開発プログラム別の運用制度を本中長期目標期間中に抜本的に再編し、プログラム・マネージャーの下で基礎研究から実用化支援、知的財産化まで一貫して実施可能な体制を構築する。なお、第5期科学技術基本計画において、経済・社会的インパクトが大きい挑戦的な研究開発プロジェクトの普及拡大が求められていることから、成功率は低いながらも成功すれば大きなインパクトが得られる挑戦的な課題にも果敢に取り組む。また、社会問題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。</u></p>	<p><u>JST部会（第7回）において、「ネットワーク型研究所という特長を前面に押し出すべき」との指摘を受け、追加</u></p>
	<p><u>(未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進)</u> <u>未来社会での大きな社会変革に対応するため、文部科学省が示す方針の下、社会・産業ニーズを踏まえ、経済・社会的にインパクトのあるターゲット（出口）を明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定し、機構が持つ研究開発マネジメントのノウハウや、他の研究開発事業等の有望な成果の活用を通じて、企業等への引き渡しが可能となる技術成熟の到達点を目指した研究開発を推進する。研究開発の推進においては、その途中段階において目標達成の見通しを客観的かつ厳格に評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。</u></p>	

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>①戦略的な研究開発の推進</p> <p>i) 課題達成型の研究開発の推進</p> <p>科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指すために必要な研究課題を具体的に解決するという観点から設定する戦略目標等の達成に向けて、組織の枠を超えて時限付で最適な研究開発推進体制（バーチャル・ネットワーク型研究所）を構築し、効果的・効率的に研究開発を推進する。</p> <p>戦略的な基礎研究の推進に当たっては、戦略目標の達成に向け、国際的に高い水準で目的基礎研究を推進し、科学技術イノベーションの創出に資する新技術のシーズとなる研究成果を得る。加えて、科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指す観点から、<u>施策を見直し</u>、有望な成果について、イノベーション指向のマネジメントによって研究を加速・深化する取組を行うことにより、基礎研究から研究成果の展開に至るまでを切れ目なく推進する。</p> <p>温室効果ガスの削減を中長期にわたって着実に進めていくため、削減に大きな可能性を有し、かつ、従来技術の延長上にならない新たな科学的・技術的知見に基づく革新的技術の研究開発を推進するとともに、その途中段階において目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。なお、その取組を他事業においても参考にする。</p> <p>社会技術に関する研究開発の推進に当たっては、自然科学と人文・社会科学の双方の知識を活用し、広く社会の関与者の参画を得て、社会が抱える様々な問題の解決に資する成果を得るとともに、その成果を社会で有効に活用できるものとして還元する。</p>	<p>(戦略的な研究開発の推進)</p> <p>我が国が直面する重要課題の達成に貢献する新技術を創出するという観点から、<u>経済・社会的ニーズ等を踏まえて示す</u>戦略目標等の達成に向けて、組織の枠を超えて時限付で最適な研究開発推進体制を構築し、効果的・効率的に戦略的な研究開発を推進する。</p> <p>戦略的な基礎研究の推進に当たっては、戦略目標の達成に向け、国際的に高い水準で出口を見据えた基礎研究を推進し、科学技術イノベーションの創出に資する新技術のシーズとなる研究成果を得る。加えて、科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指す観点から、有望な成果について、イノベーション指向のマネジメントによって研究を加速・深化する取組を行うことにより、基礎研究から研究成果の展開に至るまでを切れ目なく推進する。</p> <p>温室効果ガスの削減を中長期にわたって着実に進めていくため、削減に大きな可能性を有し、かつ、従来技術の延長上にならない新たな科学的・技術的知見に基づく革新的技術の研究開発を関連機関とも密接に連携しながら推進するとともに、その途中段階において目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。なお、その取組を他事業においても参考にする。</p> <p>社会技術研究開発の推進に当たっては、<u>機構は、取り組むべき社会的問題の調査分析・課題の抽出を行い、目標を設定するとともに、自然科学と人文・社会科学の双方の知識を活用し、広く社会のステークホルダーの参画を得て、社会が抱える様々な問題の解決に資する成果を得る。その成果は社会で有効に活用できるものとして還元する。また、新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する研究開発を推進する。</u></p> <p>(産学が連携した研究開発成果の展開)</p> <p>機構及び大学等における基礎研究等により生み出された新技術を産業界へシームレスに橋渡しすることにより、科学技術イノベ</p>	<p>JST部会（第7回）において、「<u>基礎研究は、出口を意識するが、まだ見えない段階ではないか</u>」との指摘があった。一方で、「<u>科学技術イノベーション総合戦略2016</u>」において、<u>同様の文言が用いられているため、変更は行わなかった。ただし、同事業は、基本原理を追求しつつ、将来の社会的・経済的価値の創造を志向する研究として、「出口を意識する」という指摘の趣旨を踏まえて事業を推進する。</u></p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
	<p><u>ーションの創出に貢献する。</u></p> <p><u>具体的には、機構の基礎研究等の成果の中から新産業の創出に向けて設定した研究開発テーマについて、切れ目のない一貫した研究開発を戦略的に推進し、科学技術イノベーションの創出につながる研究開発成果を得るとともに、産学の対話を行いながら企業単独では対応困難だが産業界全体で取り組むべき技術課題の解決に資する基礎研究を競争的環境下で推進し、当該研究の成果を通じた産業界の技術課題の解決及び産業界の視点や知見の大学等へのフィードバックを促進する。</u></p> <p><u>また、既存の産学官金連携ネットワーク等と協力して地域企業のニーズをくみ取り、機構の知見や強みを最大限活用して、全国の大学等の研究成果の企業化に向けた戦略的な支援を行い、地域経済社会の活性化に資する新規事業・新産業の創出を推進する。</u></p> <p><u>さらに、我が国の科学技術の共通基盤を支えるとともに、最先端かつ独創的な研究成果を生み出し、社会的に重要な科学技術イノベーションを実現するため、競争的環境下で、オンリーワン・ナンバーワンの先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化を推進する。</u></p>	<p>見直し内容第2の6.「地方創生に資するイノベーションシステムの構築」</p>
<p>ii) <u>国家課題対応型の研究開発の推進</u></p> <p><u>iPS細胞等を使った再生医療・創薬について、世界に先駆けて実用化するため、文部科学省が提示する基本方針を踏まえ、再生医療実現拠点ネットワークを構築し、効果的・効率的に研究開発を推進する。なお、平成27年4月1日の国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴い事業を移管する。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>AMED移管済みのため項目削除</p>
	<p>2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p><u>大学や公的研究機関の研究成果が産業界・社会へ橋渡しされ、持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要である。そのため、機構は、<u>ネットワーク型研究所としての特長を生かし、組織対組織の本格的産学官連携を強化するためのシステム</u></u></p>	<p><u>IST部会(第7回)において、「ネットワーク型研究所という特長を前面に押し出すべき」との指摘を受け、追加</u></p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
	<p><u>改革に資する取組を推進することにより、大学・公的研究機関等を中心とした場の形成と活用を図り、大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント強化を支援するとともに、企業化開発やベンチャー企業等への支援・出資、知的財産の活用支援等を行い、民間資金の呼び込み等を図る。これらを通して、機構は、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築に貢献し、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。</u></p>	
<p><u>②産学が連携した研究開発成果の展開</u> <u>機構及び大学等における基礎研究等により生み出された新技術を産業界へ橋渡しすることにより、研究開発成果の実用化を促進し、科学技術イノベーションの創出に貢献する。</u> <u>機構及び大学等の研究開発成果について、企業等への技術移転を促進し社会還元を図るため、競争的環境下で最適な支援形態及び研究開発計画を設定して研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果の企業化につなげる。その際、より基礎研究に近い段階も含め、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。また、旧地域イノベーション創出総合支援事業については、継続分をもって終了し、プラザの施設の自治体等への移管等を進める。</u> <u>機構の基礎研究等の成果の中から新産業の創出に向けて設定した研究開発テーマについて、競争的環境下で必要な研究体制を迅速に構築して切れ目のない一貫した研究開発を戦略的に推進し、科学技術イノベーションの創出につながる研究開発成果を得る。</u> <u>産業競争力の強化及び大学等の基礎研究の活性化を図るため、産学の対話を行いながら、企業単独では対応困難な産業界全体で取り組むべき技術上の課題の解決に資する基礎研究を競争的環境下で推進し、当該研究の成果を通じた産業界における技術課題の解決及び産業界の視点や知見の大学等へのフィードバックを促進する。</u></p>	<p><u>(共創の「場」の形成支援)</u> <u>オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みの構築に向け、大学・公的研究機関、企業等の多様な主体が集い、共通の目標を設定し、組織・分野を越えて統合的に運用される産学官の共創の「場」の形成を支援する。その際、大学・公的研究機関、企業等の集積、人材、知、資金の糾合、自律的・持続的な研究環境・研究体制の構築、人材育成といった多様な支援の形態が考えられることに留意しつつ、大学・公的研究機関のマネジメント改革をはじめとした組織対組織の本格的産学官連携を強化するためのシステム改革に貢献する。</u></p> <p><u>(企業化開発・ベンチャー支援・出資)</u> <u>イノベーションを結実させる主体である企業の意欲をさらに喚起し多様な挑戦が連鎖的に起こる環境を整備するとともに、機動的な意思決定の下、迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業の支援等を通じて民間資金の呼び込み等を図る。</u> <u>具体的には、機構及び大学等の研究開発成果について、企業等への橋渡しを促進するため、競争的環境下で課題や研究開発分野の特性、研究開発ステージに応じた最適な支援形態による研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果のシームレスな実用化につなげるとともに、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速の支援に当たっては、企業化が著</u></p>	

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p><u>既存の産学官金連携ネットワーク等と協力して地域企業のニーズをくみ取り、機構の知見や強みを最大限活用して、全国の大学等の研究成果の企業化に向けた戦略的な支援を行い、地域経済社会の活性化に資する新規事業・新産業の創出を推進する。</u></p> <p>リスクが高く既存企業が研究開発を行うことができないが、市場に大きく展開する可能性を持つ大学等の技術を事業化するため、新規事業創出のノウハウを持つ民間の人材を活用し、革新的なベンチャー企業創出に資する研究開発を推進する。</p> <p><u>成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づき、地域の優位性ある研究開発資源を、組織・分野を越えて統合的に運用するとともに、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を通じた地域産学官連携プラットフォームの形成を支援し、科学技術イノベーションの創出を推進する。</u></p> <p><u>我が国の科学技術の共通基盤を支えるとともに、最先端かつ独創的な研究成果を生み出し、社会的に重要な科学技術イノベーションを実現するため、文部科学省が提示する基本方針を踏まえ、競争的環境下で、オンリーワン・ナンバーワンの先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化を推進する。</u></p> <p>企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速の支援に当たっては、企業化が著しく困難な新技術の企業化開発の不確実性を踏まえ、適切な実施体制を構築する。<u>また、事業の進捗状況について文部科学省に適宜報告するとともに、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。</u></p> <p>機構は、出資に伴うリスクを適切に評価した上で、機構の研究開発成果を活用するベンチャー企業の設立・増資に際して出資を行い、又は人的・技術的援助を実施することにより、当該企業の事業活動を通じて研究開発成果の実用化を促進する。機構は、出資した企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据えつつ、事業資金の効率的使用に最大限努める。</p> <p>研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促</p>	<p>しく困難な新技術の企業化開発の不確実性を踏まえ、適切な実施体制を構築する。<u>その際、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。</u></p> <p>また、ベンチャー企業の支援に<u>当たっては</u>、リスクが高く既存企業が研究開発を行うことができないが、市場に大きく展開する可能性を持つ大学等の技術を事業化するため、新規事業創出のノウハウを持つ民間の人材を活用し、革新的なベンチャー企業創出に資する研究開発を推進する。さらに、出資に伴うリスクを適切に評価した上で、機構の研究開発成果を活用するベンチャー企業の設立・増資に際して出資を行い、又は人的・技術的援助を実施することにより、当該企業の事業活動を通じて研究開発成果の実用化を促進する。機構は、出資した企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据えつつ、事業資金の効率的使用に最大限努める。</p> <p>研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進のため、関係機関との間の情報交換など連携協力を促進する。</p> <p>(知的財産の活用支援)</p> <p>我が国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、大学及び<u>国立研究開発法人</u>、技術移転機関等における知的財産活動を支援するとともに、金融機関等とも連携し、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。</p> <p><u>具体的には、大学及び技術移転機関等における知的財産活動の支援に関しては、大学等における研究開発成果の特許化を発明の目利きを行いつつ支援等することにより、我が国の知的財産基盤の強化を図る。その際、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえ、大学等に対する知的財産取得の支援にとどまらず、大学等の知的財産・技術移転のマネジメント力の強化を促す支援に転換し、全国の大学等に対してマーケティングモデルの導入のほか、研究対象の領域や連携形態等に応じたマネジ</u></p>	<p>見直し内容第2の7.「知的財産戦略の転換」</p> <p><u>JST部会(第7回)における議論を踏まえ、大学等の知的財産マネジメント力の強化について、JSTの実施する各研究開発事業と連携しつつ、終了後も含めて支援する旨を追加。また、JST部会(第7回)後に「産</u></p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>進のため、関係機関との間の情報交換など連携協力を促進する。</p>	<p><u>メントを促進させるとともに、機構の研究開発事業と連携しつつ、事業の終了後も含めて、適切な成果の特許化に貢献する。また、金融機関等との連携により、企業ニーズに留意し、我が国の重要なテーマについて、市場動向を踏まえつつ、特許群の形成を支援し、戦略的に価値の向上を図る。</u></p>	<p><u>学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が策定されたことを受け、関連の記載を追加。</u></p>
<p><u>⑤研究開発法人を中核としたイノベーションハブの構築</u> <u>研究開発法人を中核として、産学官の垣根を越えて国内外の人材を糾合する場（イノベーションハブ）を構築するため、研究開発法人の飛躍性ある優れた取組を支援する。</u></p>	<p><u>さらに、大学等の研究開発成果の技術移転に関しては、大学及び技術移転機関等と連携を図りつつ、企業と大学等の連携を促進させること、特許情報の収集、共有化、分析、提供を戦略的に実施すること、特許の価値向上のための支援を行うこと、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行うことなどにより、促進する。</u></p>	
<p><u>⑥知的財産の活用支援</u> 我が国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、大学等及び技術移転機関における知的財産活動を支援するとともに、金融機関等とも連携し、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。 具体的には、大学等における研究開発成果の特許化を発明の目利きを行いつつ支援することにより、我が国の知的財産基盤の強化を図る。<u>特に海外特許出願の支援に重点を置く。</u>金融機関等との連携により、企業ニーズに留意しつつ、我が国の重要なテーマについて、市場動向を踏まえつつ、特許群の形成を支援し、戦略的に価値の向上を図る。 また、大学等の研究開発成果の技術移転に関しても、大学等及び技術移転機関と連携を図りつつ、企業と大学等の連携を促進させること、特許情報の収集、共有化、分析、提供を戦略的に実施すること、特許の価値向上のための支援を行うこと、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行うことなどにより、促進する。</p>	<p><u>加えて、知的財産が多様化している状況の変化に柔軟に対応し、新たな知的財産マネジメント手法を開発するなど必要な措置を講じる。</u></p>	
<p><u>③東日本大震災からの復興・再生への貢献</u> <u>東日本大震災からの復興に向けて、機構の知見や強みを最大限活用し、科学技術イノベーションの創出に貢献する。具体的には、被災地企業、関係行政機関等のニーズを踏まえた被災地の科学技術イノベーションの創出、計測分析技術・機器の開発に関する機構の実績を活かした放射線計測分析技術・機器・システムの開発を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>事業終了に伴い項目削除</p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p><u>④国際的な科学技術共同研究の推進</u></p> <p>文部科学省が示す方針に基づき、諸外国との共同研究等を推進し、地球規模課題の解決や国際共通的な課題の達成を通して、我が国の科学技術イノベーションの創出に貢献する。</p> <p><u>i) 国際的な科学技術共同研究の推進</u></p> <p>地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びに我が国及び開発途上国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。</p> <p>政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通的な課題達成及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。</p> <p><u>ii) 戦略的な国際科学技術協力の強化</u></p> <p>政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際研究交流を推進することにより、国際共通的な課題解決及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。</p>	<p><u>2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進</u></p> <p>文部科学省の示す方針に基づき、諸外国との共同研究や国際交流を推進し、地球規模課題の解決や持続可能な開発目標（SDGs）等の国際共通的な課題への取組を通して、我が国の科学技術イノベーションの創出を推進する。あわせて、我が国の科学技術外交の推進に貢献する。</p> <p>地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びに我が国及び新興国及び途上国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。<u>新興国及び途上国との関係強化のため、社会実装に向けた取組を実施し、科学技術におけるインクルーシブ・イノベーションを実践する。</u></p> <p>また、政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通的な課題達成及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。</p> <p>さらに、外国人研究者が我が国で研究活動を行う上で、安心して研究に打ち込めるよう、<u>宿舍等の生活環境を提供することで、外国人研究者の受入れに貢献する。</u></p> <p>加えて、海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。</p>	<p>副次的効果として、科学技術外交の推進への貢献を記載。</p> <p>第5期科学技術基本計画を踏まえてインクルーシブ・イノベーション等の文章を追記。</p>
<p><u>2. (2) ②c. 海外との人材交流基盤の構築</u></p> <p><u>i) 外国人研究者が我が国で研究活動を行うに当たり、住環境が障害とならないように外国人研究者に宿舍を提供する。</u></p> <p><u>ii) 海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。</u></p>		
<p><u>II 2. (2) ①知識インフラの構築</u></p>	<p><u>2. 4. 情報基盤の強化</u></p> <p>機構は、科学技術イノベーションの創出に必要な不可欠な役割・機能を担っている情報基盤の強化を行う。</p>	

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>a. 科学技術情報の流通・連携・活用の促進</p> <p>科学技術イノベーション創出に寄与するため、我が国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、利用者が必要とする科学技術情報を効果的に活用できる環境などを構築し、科学技術情報の流通を促進する。さらに、科学技術情報を、政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定への活用や組織・分野の枠を越えた研究者及び技術者等の人的ネットワーク構築の促進等に資する環境を構築する。</p> <p>これらの取組を効率的かつ効果的に進めるため、科学技術情報を持つ産学官の機関との連携を進めるとともに、常に利用者のニーズを把握し、利用者目線に立ってシステムの利便性向上を図る。</p> <p>また、様々な学問分野の科学技術に関する文献を容易に検索・利用できるようにするため、論文その他の文献情報を抄録等の形式で整備することにより、科学技術情報基盤の充実を図る。本事業については、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施することにより、民間の創意工夫を活かして情報のより高度な利用を促進する。</p>	<p>(科学技術情報の流通・連携・活用の促進)</p> <p>科学技術イノベーションの創出に寄与するため、我が国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、<u>オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえつつ</u>、利用者が必要とする科学技術情報や研究成果（論文・研究データ）の効果的な活用と国内学協会等による研究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築し、科学技術情報の流通を促進する。さらに、科学技術情報を、<u>機構内外の政策立案や経営戦略策定など</u>における意思決定への活用や組織・分野の枠を越えた研究者及び技術者等の人的ネットワーク構築の促進等に資する環境を構築する。</p> <p>これらの取組を効率的かつ効果的に進めるため、科学技術情報を持つ産学官の機関との連携を進めるとともに、常に利用者のニーズを把握し、利用者目線に立ってシステムの利便性向上を図る。</p> <p>また、様々な学問分野の科学技術に関する論文その他の文献情報を抄録等の形式で整備することにより、科学技術情報基盤の充実を図る。さらに、<u>オープンサイエンスの潮流等も踏まえたサービス内容の抜本的な見直しを行いつつ</u>、引き続き民間事業者によるサービスを実施することにより、民間の創意工夫を活かして、<u>データを活用した分析サービス等</u>、情報のより高度な利用を促進する。</p> <p><u>情報資料館筑波資料センターで保管する資料等の処分及び国立国会図書館等への移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討する。</u></p>	<p>オープンサイエンスへの対応</p> <p><u>独立行政法人評価制度委員会の意見「本事業については、安定的に業務運営を行うことができるビジネスモデルに転換するなど、抜本的な見直しを行うこと。」に</u>対応し、<u>文献情報の提供について抜本的見直しを行う旨を追記。</u></p> <p><u>独立行政法人評価制度委員会の意見「同センターで保管する論文等の処分及び移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討すること。」及びJST部会(第7回)における議論に対応し、情報資料館筑波資料センターの廃止に向けた検討について追記。</u></p> <p><u>ただし、文献情報提供事業の抜本的見直しの内容は、</u></p>
<p>b. ライフサイエンスデータベース統合の推進</p> <p>我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有され、活用されることにより、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体の活性化に貢献するため、国が示す方針の下、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合に向けた、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用及び研究開発を推進し、ライフサイエンス分野データベースの統合に資する成果を得る。</p>	<p>(ライフサイエンスデータベース統合の推進)</p> <p>我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有され、活用されることにより、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体の活性化に貢献するため、<u>文部科学省が示す方針の下</u>、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合に向けて、<u>オープンサイエンスの動向を踏まえた戦略の立案、ポ</u></p>	

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
	<p>ータルサイトの<u>拡充</u>・運用及び研究開発を推進し、ライフサイエンス分野データベースの統合に資する成果を得る。</p>	<p><u>文献勘定の繰越欠損金対応とともに引き続き、財務省と協議中。</u></p> <p>オープンサイエンスへの対応</p>
<p>⑦革新的新技術研究開発の推進 <u>（革新的新技術研究開発業務）</u></p> <p>将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。</p>	<p>2. 5. 革新的新技術研究開発の推進</p> <p>将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術・<u>イノベーション</u>会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。</p>	

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成</p>	<p>3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成</p> <p>科学技術と社会の関係が一層密接になる中、科学技術イノベーションが社会の期待に応えていくためには、社会からの理解、信頼、支持を獲得することを前提として考慮する必要がある。このため、従来の相対する関係性から研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった国内外の様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められている。また、世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国では、若年人口の減少が進んでおり、科学技術イノベーション人材の質の向上と能力発揮が一層重要になってきている。</p> <p>機構は、未来社会の共創に向けて、国内外の様々なステークホルダーの双方向での対話・協働を促すとともに、対話・協働の成果を活用し、研究開発戦略の立案・提言や研究開発の推進等に反映する。また、次世代人材の育成や科学技術イノベーションの創出に果敢に挑む多様な人材の育成を行う。これらにより、持続的な科学技術イノベーションの創出へ貢献する。</p>	<p>見直し内容第2の5.「イノベーションの創出に資する人材の育成」及び第5期科学技術基本計画における「対話・協働による共創の推進」</p>
<p>③コミュニケーションインフラの構築</p> <p>我が国の科学技術政策に関して国民の理解と信頼を得るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上を図るためには、従来型の一方方向の科学技術理解増進活動にとどまらず、双方向の科学技術コミュニケーション活動を一層推進する必要がある。そのため、リスクコミュニケーションを含む多様な科学技術コミュニケーション活動を推進するとともに、国民と研究者等との双方向の科学技術コミュニケーションを実践する場を作り出し、科学技術コミュニケーションに関する基盤を構築する。</p> <p>その際、科学技術コミュニケーション手法の調査・研究を行い、効果的な手法を用いた支援・実践を推進する。</p> <p>i) 多様な科学技術コミュニケーション活動の推進</p> <p>研究者のアウトリーチ活動などの科学技術コミュニケーション活動を支援するとともに、科学技術コミュニケーション活</p>	<p>3. 1. 未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化</p> <p>科学技術イノベーションにより、未来の産業創造と社会変革への第一歩を踏み出すとともに、持続可能な未来社会を構築するためには、社会的な課題への対応を図る必要がある。そのために、科学技術イノベーションと社会との問題について、様々なステークホルダーが双方向で対話・協働し、それらを政策形成や知識創造、社会実装等へと結びつける「共創」を推進し、科学技術イノベーションと社会との関係を深化させることが重要である。</p> <p>このため、機構は、リスクコミュニケーションを含む科学技術コミュニケーション活動を推進し、様々なステークホルダーが双方向で対話・協働する場を構築するとともに、国民の科学技術リテラシー及び研究者の社会リテラシーの向上を図る。</p> <p>また、対話・協働で得られた社会的期待や課題を、研究開発戦略の立案・提言や、研究開発等に反映させることにより、科学技術イ</p>	

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>動のネットワークを構築するための支援を行う。さらに、科学技術コミュニケーション活動を担う人材の育成や科学技術を伝える展示手法の開発など、科学技術コミュニケーション活動を活性化する取組を推進する。</p> <p>ii) 科学技術コミュニケーションを实践する場の構築</p> <p>日本科学未来館において、最先端の科学技術を分かりやすく国内外に発信するとともに、国民の期待や社会的要請の把握に一層努め、社会と科学技術との関わりを深める場としての機能を強化する。また、科学技術コミュニケーションに関するイベントを開催するなど、国民と研究者等との間の科学技術コミュニケーション活動の場を提供する。さらに、科学技術コミュニケーションに資する情報の集約などを行い、広く情報を提供する。</p>	<p>ノバージョンと社会との関係を深化させる。</p>	
<p>②科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築</p> <p>a. 次世代の科学技術を担う人材の育成</p> <p>次世代の科学技術を担う人材を育成するため、理数系科目に秀でた児童生徒等の育成を行うとともに、児童生徒等の科学技術や理数系科目に関する興味・関心及び学習意欲並びに学習内容の理解の向上を図る。なお、事業全体として高い効果を上げるため、それぞれのプログラムの相互の関連性などに留意しながら、事業を推進する。</p> <p>i) 児童生徒等の継続的・体系的な育成のための取組</p> <p>先進的な理数系教育に取り組む高等学校等に対し、課題解決的・体験的な学習など理数系科目の学習を充実する取組への支援を行うとともに、大学・高等専門学校に対し、理数系科目に関して高い意欲・能力を有する児童生徒等に高度で発展的な学習環境を提供する取組の支援を行う。また、科学館、大学、民間企業等の外部機関のもつ資源を活用するなどの科学技術や理数系科目の学習を充実させる取組を支援するとともに、支援を通じて蓄積した事例や成果を普及させる。</p>	<p>3. 2. 未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成</p> <p>次世代の科学技術を担う人材を育成するため、理数系分野に優れた資質や能力を有する児童生徒等について、その一層の伸長を図るとともに、児童生徒等の科学技術や理数系分野に関する興味・関心及び学習意欲並びに学習内容の理解の向上を図る。各取組の推進にあたっては、科学技術イノベーションと社会との関係深化が求められている現状を踏まえつつ、広い視野を持つ人材の育成を目指す。なお、事業全体として高い効果を上げるため、各プログラムで得られた効果や課題の把握及び改善に向けた検討を行うとともに、それらのプログラムが相互に関連するよう配慮し、効果的かつ効率的に事業を推進する。加えて、各支援を通じて蓄積した事例や成果を普及させる。</p> <p>具体的には、先進的な理数系教育に取り組む高等学校等に対し、課題解決的・体験的な学習など理数系分野の学習を充実する取組への支援を行うとともに、大学・研究機関等に対し、理数系分野に関して高い意欲・能力を有する児童生徒等に高度で発展的な学習環境を提供する取組や先進的な理数系教育を担う教員の指導力向上に向</p>	<p>優れた資質を有する児童生徒を対象とした、個の能力を伸長する施策に重点化</p> <p>JST部会（第7回）において、「理数系の強化に加え、人文・社会科学のようなりテラシーの強化を考慮すべき」との指摘を受け、追加。</p> <p>理科教材開発・教員支援事業終了に係る文言を削除</p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>さらに、これらの取組に参加した児童生徒等がその成果を発揮する場を構築するため、科学技術や理科・数学等のコンテンツに関する取組の支援を行う。</p> <p>ii) <u>理数系教育を担う教員の育成・支援</u></p> <p><u>科学技術や理数系科目に対する児童生徒の興味・関心や能力を向上させる授業を行うために、優れた教員を養成する取組を支援するとともに、教員が利用しやすく、児童生徒が科学技術や理科を分かりやすく理解できる教材を開発、提供、普及することにより、理数系教育を担う教員の指導力向上を支援する。</u></p> <p><u>また、小学校理科授業に、有用な外部人材を配置し、観察・実験等の体験的な学習における教員の支援を行うことにより、小学校理科授業の充実及び小学校教員の体験的な学習に関する指導力の向上を図る。なお、本プログラムは平成 24 年度末までに終了させる。</u></p>	<p>けた取組の支援を行う。</p> <p>さらに、これらの取組に参加した児童生徒等がその成果を発揮する場を構築するため、科学技術や理科・数学等のコンテンツに関する取組の支援を行う。</p> <p><u>また、科学技術分野における海外の青少年との交流を進める等により、次世代の科学技術人材の育成について国際性を涵養する取組を検討、実施する。</u></p>	
	<p>3. 3. <u>イノベーションの創出に資する人材の育成</u></p> <p><u>我が国において、多様で優秀な人材を持続的に育成し、科学技術イノベーション活動に携わる人材が多様な場で活躍できる社会を目指すため、以下の取り組みを行う。</u></p>	
<p>b. <u>科学技術イノベーションに関与する人材の支援</u></p> <p>科学技術イノベーション創出を担う博士課程の学生や博士研究員、研究者及び技術者等の高度人材の活躍の場の拡大を支援するため、キャリア開発に資する情報の提供及び能力開発に資する情報の提供等を行う。</p>	<p>(科学技術イノベーションに関与する人材の支援)</p> <p>科学技術イノベーション創出を担う博士課程の学生や博士研究員、研究者及び技術者等の高度人材のより多様な場での活躍を支援するため、キャリア開発に資する情報の提供及び能力開発に資する情報の提供等を行う。</p>	<p>高度人材がアカデミア以外の多様な場で活躍促進をする観点を追加</p>
<p>d. <u>プログラム・マネージャーの育成</u></p> <p><u>イノベーション指向の研究の企画・遂行・管理等を担うプログラム・マネージャーを育成するため、実践的な育成プログラムを構築し、その専門職化やキャリアパスの確立を推進する。</u></p>	<p>(プログラム・マネージャーの育成)</p> <p><u>イノベーション指向の研究の企画・遂行・管理等を担い、挑戦的な課題にも積極的に取り組むプログラム・マネージャーを育成するため、実践的な育成プログラムの更なる改善等の検討により効果的な運営を行う。また、プログラム・マネージャーのキャリ</u></p>	<p><u>JST部会（第7回）での意見を踏まえ、リスクを含めた多面的な視点での企画・遂行・管理等を担うPMを</u></p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>e. <u>公正な研究活動の推進</u></p> <p>公正な研究活動を推進するため、各研究機関において研究倫理教育が実施されるよう、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携しながら、各研究機関における研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行う。</p>	<p><u>アパスの確立を推進するとともに、研究開発事業での実践の中で、リスクを適正に評価し挑戦することなどプログラム・マネージャーによるマネジメントを適切に評価する仕組みを構築していく。</u></p> <p>（公正な研究活動の推進）</p> <p>公正な研究活動を推進するため、各研究機関において研究倫理教育が実施されるよう、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携しながら、各研究機関における研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行う。</p>	<p><u>育成する旨を追記。</u></p> <p><u>研修の設計から実施・改善にフェーズが移ったことによる変更</u></p>
<p><u>3. その他行政等のために必要な業務</u></p> <p><u>(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進</u></p> <p>我が国の科学技術の振興に貢献するため、<u>関係行政機関からの受託等</u>について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。</p>		<p>「VIその他業務運営に関する重要事項」に移動</p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
Ⅲ業務運営の効率化に関する事項	Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項	
<p>1. 業務経費及び一般管理費の効率化</p> <p>機構は、各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、本中期目標期間中に公租公課を除き、一般管理費については、5年間で15%以上を削減する。また、科学技術文献情報提供事業以外の業務に係る業務経費（競争的資金を除く）については、5年間で5%以上の効率化を図る。競争的資金については、研究開発課題の適切な評価、制度の不断の見直しや業務運営に係る事務管理経費の効率化を行うとともに、その効果を具体的に明確にする。</p> <p>なお、社会の要請に基づき、新たな業務の追加又は業務の拡充を行う場合には、当該業務についても同様の効率化を図る。</p> <p>機構の保有する施設等の有効利用を推進するとともに、不断の見直しを行い、保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。ただし、人件費の効率化については、次項に基づいて取り組む。また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合は、公正性、透明性を高めるため、その理由等を公表する。</p>	<p>1. 業務の合理化・効率化</p> <p>1. 1. 経費の合理化・効率化</p> <p>【調整中】</p>	<p>※来年度予算案の策定後、財務省協議等により数値を含めた目標を設定</p> <p>保有資産、調達合理化については、1. 3. 及び1. 4. にそれぞれ項目立て</p>
<p>2. 人件費の抑制</p> <p>事業の見直し等による管理部門の業務縮小等に伴う、職員の計画的合理化を図る。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。</p>	<p>1. 2. 人件費の適正化</p> <p>【調整中】</p>	<p>※来年度予算案の策定後、財務省協議等により数値を含めた目標を設定</p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
<p>1. 業務経費及び一般管理費の効率化 機構の保有する施設等の有効利用を推進するとともに、<u>不断の見直しを行い、保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。</u></p>	<p>1. 3. 保有資産の見直し 機構の保有する施設等の有効利用を推進するとともに、<u>その必要性について不断の見直しを行う。情報資料館筑波資料センターで保管する資料等の処分及び国立国会図書館等への移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討する。</u></p>	<p><u>独立行政法人評価制度委員会の意見「同センターで保管する論文等の処分及び移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討すること。」を受け追加。</u></p>
<p>1. 業務経費及び一般管理費の効率化 また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、<u>調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合は、公正性、透明性を高めるため、その理由等を公表する。</u></p>	<p>1. 4. 調達の合理化及び契約の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、<u>契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。</u></p>	
<p>IV財務内容の改善に関する事項</p>	<p>V財務内容の改善に関する事項</p>	
<p>1. 自己収入の増加 <u>日本科学未来館においては入場料収入、施設使用料等により自己収入の増加に努めること。</u></p> <p>2. 累積欠損金の計画的縮減 <u>平成24年度中に、科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスを確実に実施するとともに、文献情報提供勘定については、新たな経営改善計画を策定し、同勘定における累積欠損金の縮減を計画的に行う。</u></p> <p>3. 運営費交付金額の厳格な算定 <u>毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。</u></p>	<p><u>知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の増加に努める。</u></p> <p><u>科学技術文献情報提供事業については、オープンサイエンスの潮流等も踏まえて、繰越欠損金の縮減に向けた抜本的な見直しを行うとともに、新たな経営改善計画を策定し、着実な実施を図る。<P></u> <u>運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。</u> <u>必要性がなくなると認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。</u></p>	<p>見直し内容第4の3「自己収入の増大」</p> <p><u>見直し内容第4の2.「繰越欠損金の改善」及び独立行政法人評価制度委員会の意見「本事業については、安定的に業務運営を行うことができるビジネスモデルに転換するなど、抜本的な見直しを行うこと。」に対応。</u> <u>ただし、抜本的見直しの内容は、引き続き財務省と協議中。</u></p>

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
		見直し内容第4の1.「保有資産の見直し」
V その他業務運営に関する重要事項	VI その他業務運営に関する重要事項	
(新規)	1. 内部統制の充実・強化 <u>機構は、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的、及び独立行政法人の業務運営の理念「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の達成に向けて、閣議決定等の政府方針等を踏まえつつ、法人評価等を通じて、業務の適正化を図ることにより、機構におけるPDCA サイクルを循環させ内部統制の充実・強化を図る。</u>	見直し内容第3「運営の効率化及び組織の見直し」
(新規)	1. 1. 統制環境及び統制活動 <u>機構業務の総合性を最大限発揮するため、理事長の強いリーダーシップの下で、内部統制の推進体制を構築するなど、統制環境を整備する。</u> <u>業務の運営に当たっては、理事長を中心とした強力なマネジメントにより、国内外の研究機関や企業等との協力関係の戦略性を高めるとともに、機構のプレゼンスの向上に向けた戦略的広報活動を展開する。</u> <u>組織の編成に当たっては、事業間連携を強化し、戦略策定から革新的研究、産業界・社会への橋渡しまでを効果的に実施できるよう、業務・組織改革、柔軟な人員体制の整備、各事業での研究プロジェクト業務から共通する研究契約業務の分離・集約化などを通じて、一体的な業務運営を行う体制を構築する。</u>	見直し内容第2の2.「他機関との協力関係の構築」及び第2の3.「事業横断的な一体運営体制の構築」
(新規)	1. 2. リスク管理及びモニタリング <u>統制環境を基盤として、内部統制にかかるPDCA サイクルを確立するため、機構のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして把握しつつ適切な対応を行い、統制活動を通じた不断の見直しを行うとともに、監事による監査活動及び内部監査活動との連携を通じたモニタリングを行うことで、適正、効果的かつ効率的な運営を確保する。</u> <u>また、機構の活動全体の信頼性確保と、良質な科学技術と研究の公</u>	JST部会（第7回）におい

現行中期目標	次期中長期目標（案）	備考（理由）
	<p>正性の確保に向け、委託先等での研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止する取組の強化、及び課題採択と研究契約業務の分離等を通じ、コンプライアンスを推進する。</p>	<p>て、「内部牽制が働く仕組みの構築を検討すべき」との指摘を受け、追加。</p>
<p>Ⅲ業務運営の効率化に関する事項 3. 業務・システムの最適化による業務の効率化等 <u>主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うため、情報システムの最適化計画を着実に実行し、業務の効率化を行う。また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</u></p>	<p>1. 3. 情報と伝達及びICTへの対応 <u>内部統制が有効に機能するよう、機構内において適切な周知活動を実施するとともに、ICTを適切に活用し効率的な業務運営を行う。</u> <u>政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</u> <u>適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、諸法令を踏まえて、適切に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を行う。</u></p>	<p>他法人と合わせ、情報公開、個人情報保護の項目を追加</p>
<p>I 3. その他行政等のために必要な業務 <u>(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進</u> <u>我が国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。</u></p>	<p>1. 4. その他行政等のために必要な業務 <u>我が国の科学技術の振興に貢献するため、他機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。</u></p>	
<p>1. 施設及び設備に関する事項 <u>機構の行う科学技術振興業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を計画的に実施する。</u></p>	<p>2. 施設及び設備に関する事項 <u>機構の業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を重点的かつ計画的に実施する。</u></p>	<p>他法人に合わせて、記載を修正。</p>
<p>2. 人事に関する事項 <u>職員の能力向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を着実に運用する。</u></p>	<p>3. 人事に関する事項 <u>研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的な業務の実現を図るため、人事評価制度の着実な運用、職員に対して必要な能力等の伸張を図る研修等の実施及び職場環境の整備等の措置をダイバーシティに配慮しつつ計画的に実施する。</u></p>	<p>濱口プラン及び他法人に合わせて、具体的な目標としての記載を拡充・追加。</p>